



# いい明日は仕事と暮らしのハーモニー みんなで作る 男女共同参画社会



できることから一步一步

## 市民意識調査結果シリーズ④

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、直訳すると「domestic=家庭内の」「violence=暴力」で、夫から妻、母から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができます。

DVは、今までは家庭の中のこととして軽視され、放置されてきました。しかし、被害者は身体にも心にも大きな傷を負い、ただの「夫婦ゲンカ」では片付けられない、そして大変身近な問題、それがDVなのです。

市民意識調査の結果、配偶者や恋人など親しい人への暴力、加害体験者（DVをしたことがある）は、「大声で怒鳴って威嚇する」「たたく、突き飛ばす」などの回答が多く、男性の割合が高くなっています。一方、被害体験（DVをされたことがある）についても、「大声で怒鳴って威嚇された」

配偶者からの暴力にお悩みの方は…  
お近くの配偶者暴力相談支援センターへ



**女性に対する暴力根絶の  
シンボルマーク**

配偶者からの暴力被害者  
支援情報サイト  
<http://www.gender.go.jp>

「たたかれた、突き飛ばされた」との回答が多く、女性の割合が高くなっています。

（いずれも複数回答）

被害の相談については、「だれにも相談しなかった」と答えた人が44%でした。

たとえ、夫婦の間であっても暴力は犯罪であり、取り返しのつかない事態になりかねません。子どもの心身の成長へも大きな影響を与えます。危ないと感じたら、ぜひご相談ください。

・配偶者DV総合対策センター	0952-26-1212	・武雄市企画部男女参画課	0954-23-9141
	0952-26-0018	・武雄市こども部支援課	0954-23-9216
・警察相談室	0952-26-9110	・武雄市総務部総務課	0954-23-9315
・法務局（女性の人権ホットライン）	0952-28-7220	・武雄市福祉事務所	0954-23-9235
・被害者支援ネットワークVOISS	0952-41-2535	・ひとひとネット武雄	0954-36-2511

※ 「殴る・蹴る」などの身体的な暴力だけがDVではありません。「ののしる・無視する」などの精神的な虐待や、「セックスを無理強いする・避妊に協力しない」などの性的な虐待もDVです。

※ 家庭内の夫婦関係の暴力は、被害が表に出にくく、日本では毎年100人以上の女性が夫から殺害されています。

※ 職業をもって社会的な活動をしている、ごく普通の男性が暴力をふるう例も少なくありません。DVは力の強いものが暴力を使って、自分より立場の弱い人を思うようにコントロールしようとする「支配のパターン」です。

## ひとひとネット武雄 12月の行事

★相談の日 毎週金曜日 13時～17時

第1・3火曜日 13時～17時

★学びの日 13日（木） 10時～12時

ハギレを使って「化粧ポーチ」を作りましょう  
（実費負担300円程度）

★集いの日 第1・3木曜日 10時～12時

テーマ「サザエさん」がもし入院したら…

「マスオさん」の転勤が決まったら…

■場所 武雄市北方支所1階ホール

電話 (36) 2511

平成19年度

武雄市男女協同参画フォーラムのご案内

■日時 平成20年2月10日（日）ご案内

■場所 北方文化ホール

■基調講演 樋口恵子（評論家・東京家政大学名誉教授）

詳しくは次号でお知らせします。